

学校いじめ防止基本方針（令和5年4月一部改定）

盛岡市立見前小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、当事者だけの問題ではなく傍観者の存在にも注意を払い、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙（たいじ）することが必要である。また、いじめの問題の解決には、いじめは人間としての存在や個人の尊厳を根底から否定するものであり、絶対に許されない行為であることを児童に十分に理解できるようにすることが大切である。

こうした中、本校では、学校教育目標に掲げる「思いやりのある子ども」の育成を目指し、その具体像として以下の3点を挙げている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・相手意識をもち、時と場に応じて行動する子ども・考え方や立場の違いを理解しつつ、自分の思いや考えを表現する子ども・自他のよさを認識しつつ、自らを律し、他と協調しながら生活する子ども |
|--|

この具体像に加え、学習面、健康面で充実した生活を送ることが、個々の児童の自己有用感、肯定感、自尊感情の育成につながり、いじめを生まない土壌をつくっていくと考える。そのために、校長のリーダーシップのもと全教職員が一丸となって、組織としていじめ問題に取り組み、児童がはつらつと通う学校をつくり上げていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条】

このように、いじめの定義には

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①行為をした者（A）も行為の対象になった者（B）も児童生徒であること②AとBの間に一定の人的関係が存在すること③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること |
|---|

という4つの要素しか含まれていない。かつてのいじめの定義には「自分より弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていない。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導

- (1) 学級や学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や肯定感、自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進すると共に、児童がいきる授業を日々行うことに努める。
- (3) 担任から心温まる話をしたり、学級で遊ぶ日を設定したりする等、児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 教職員の「いじめは決して許さない」という姿勢を、様々な活動を通して児童に示す。
- (5) 児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努めると共に、児童や保護者から話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- (6) スクールカウンセラーによるカウンセリングにより児童の心の安定を図る。
- (7) インターネット、SNS、ゲームのきまりを、アンケート調査をもとに設定していく。

2 いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)

本校は、いじめ防止等を実効的に行うため、必要と判断した段階で上記の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置・開催する。

この委員会の開催に至らない場合においても、定例の職員会議での各学級の情報交換や日々の観察等から児童の様子への把握に努める。

(1) 構成員

校内…校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談、学年主任、養護教諭
校外…スクールカウンセラー、人権擁護委員(主任児童委員)、地区住民(読書ボランティア代表、子ども見守り隊代表) ※必要に応じてPTA代表

(2) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成(道徳教育の全体計画への位置づけ)
 - ② いじめに関わる研修会の企画立案
 - ③ 未然防止、早期発見の取組
 - ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学級の状況報告等)
 - ⑤ いじめ防止に関わる児童生徒の主体的な活動の推進
 - ⑥ いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクルの実行を含む)
- (3) 開催時期(いじめの事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催)
- ① 定例の主任会議で情報交換
学年主任から児童の状況について話をし全体で情報を共有
 - ② 必要な段階での関係者の会議
校内構成員による委員会の開催
 - ③ 校外構成員を含めた会議
校内いじめ防止対策委員会の報告を受け開催

3 児童生徒の主体的な取組

- (1) 児童会による、いじめ防止を目指した生活目標の設定や挨拶運動などの取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や異学年交流の推進
- (3) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

4 家庭・地域・関係機関等との連携

- (1) いじめ防止対策等について、校報や生徒指導だよりに掲載するなど理解を深める。
- (2) いじめ防止等の取組について、学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (3) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (4) 広報活動により、保護者のいじめに対する意見や考えを紹介する。
- (5) 長期休業中には、児童センター、子どもの家、公園など地区内の公共施設・大型店等の巡視を行う。

5 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- ・いじめの問題に関わる校内研修会……………年1回
- ・いじめ問題への取組についてのチェック表等による担任の自己診断…年2回（7月，12月）

III いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心掛ける。
- (2) 日常の観察は、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中のもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) けんかやふざけ合いでも見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) いじめの早期発見の観点からも、欠席した児童に対しては、以下のように対応する。
 - ・朝、連絡なしで登校しない場合…朝の会までに担任より家庭に連絡
連絡が付かない場合、生徒指導・担任外に報告
生徒指導・担任外で家庭への連絡を図る
 - ・2日連続の欠席の場合……………放課後電話により様子を確認する。
 - ・3日連続の欠席の場合……………放課後に家庭訪問をし、様子を確認する。
- (9) 長期休業中には、学区内の公園や商業店舗を巡視し、いじめや問題行動の早期発見に努める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査（学校生活調査）…年2回（5，11月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査……………年1回（11月）
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査……………年3回（6，9，2月）

3 相談窓口の紹介

いじめを受けている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

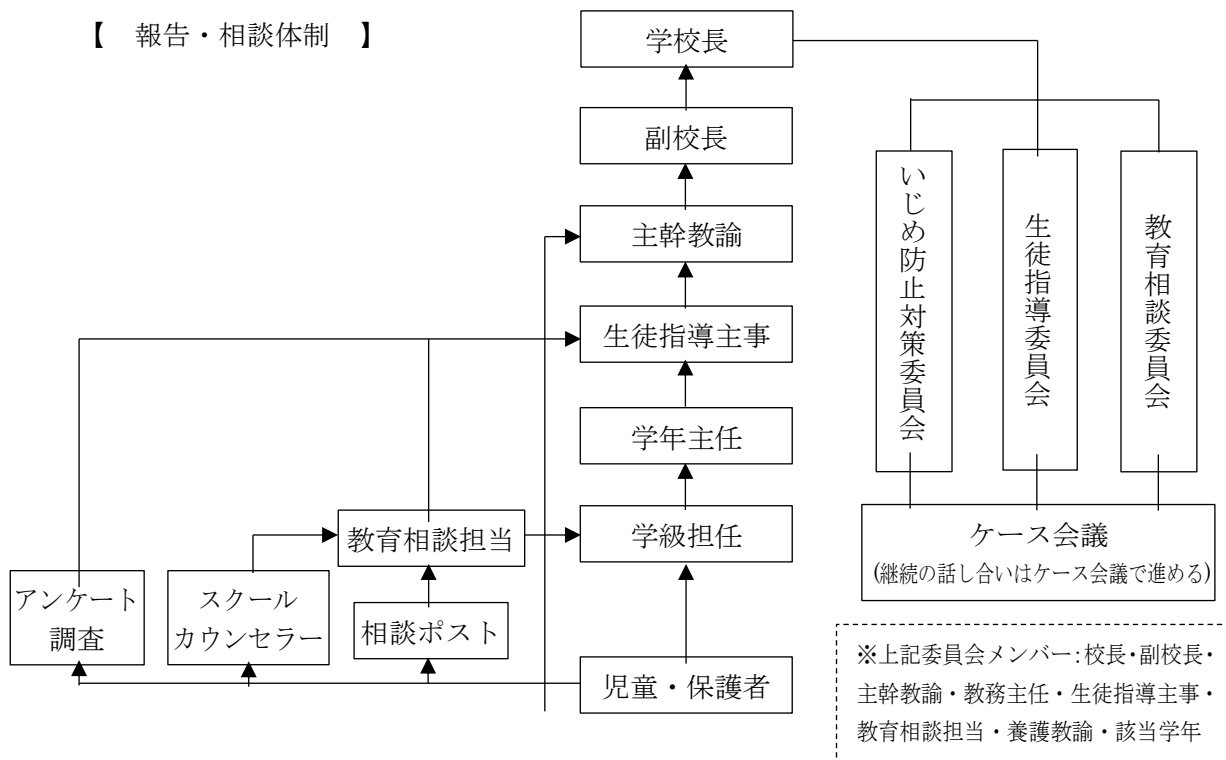
- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）……………全教職員が対応
- 地域からのいじめ相談窓口……………副校長
- 学校以外の電話相談開設窓口
 - ※ 子ども教育相談（盛岡市教育相談室）……………019-651-7830
 - ※ ふれあい電話相談（盛岡教育事務所）……………019-629-6744
 - ※ 24時間子供SOSダイヤル……………0120-078-310
 - ※ 子ども人権110番・いじめ110番（盛岡地方法務局）……………0120-007-110

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。(教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反しうる。)

【 報告・相談体制 】



- (2) いじめを受けている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えると共に、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して適切に外部専門家の助言を得る等の指導の充実を図る。
- (5) 児童が悩みを打ち明けられる体制を作る。(「相談ポスト」の活用等)
- (6) 「いじめが解消している」状態とは、

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月やんでいること ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

上記の2つの要件が満たされている必要があるが、解消した状態となっても見守りは続け、いじめの未然防止に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見した時は、その場でいじめの行為を止めさせ事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下全職員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめを受けている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事案認識をする。

- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。また、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められたときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に、いじめをおこなった児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団からいじめを根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進められるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) 児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- (2) インターネット上のいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有すると共に、被害の拡大を避けるため、市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (3) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (4) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、PTA・家庭の協力を得る。
- (5) PTA各部の協力体制のもと、「インターネット・SNS・ゲームのきまり」を活用、啓発を図る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第 28 条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者(市教育委員会)に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

◇学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援の下，以下の通りに対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については，本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり，全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には，重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるとともに，いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り，調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては，いじめの事実関係を可能な限り網羅し，明確にする。特に，客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し，調査によって明らかとなった事実関係について，経過報告を含め，適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で，保護者説明会等により，適時・適切にすべての保護者に説明するとともに，解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ，学校をあげて取り組む。

◇市教育委員会が調査の主体となる場合

市教育委員会の指示の下，資料の提出など，調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の2点を学校評価の項目に加え，適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に関わる取組に関すること
- アンケート，個人面談等，いじめの早期発見に関わる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い，いじめの防止に適切に取り組んでいくことができるようにするため，校務分掌を適正化し，組織体制を整えるなど，校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携

いじめ防止等に関わる取組等について，保護者及び地域に公開し，PTAの協力を得る。また，より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。